

# アフリカにおける民主化の進展と政治体制の影響

キーワード：アフリカ 民主主義指数 議院内閣制 大統領制

コース【 国際 】 愛知県立岡崎高等学校 3年

## 目次

はじめに

第1章 アフリカにおける民主主義の現状

(1) 独立と民主化

(2) アフリカ内部の差異

第2章 民主化の差の要因

(1) 民主化の構成要素

(2) アフリカ各国の政治体制

(3) 政治体制による民主化の差

(4) 大統領制と議院内閣制の特徴

第3章 結論

## はじめに

ヨーロッパで発展した民主主義の概念は、20世紀を通じて徐々に世界に広がり、特に第二次世界大戦後の脱植民地化の過程で、多くの新興独立国が民主主義の制度を採用するようになった。しかし、民主主義の定着度には国や地域によって大きなばらつきがあるのが現状だ。

2023年にエコノミスト・インテリジェンス・ユニットが実施した調査によると、世界167の国・地域のうち、24か国（14.4%）が完全民主主義に分類される一方、59か国（35.3%）は独裁政治体制にある。特にアフリカでは、50か国中27か国が独裁政治体制に分類され、民主主義の定着には大きな課題が残されている（表1（p.4図表一覧）<sup>1)</sup>）。

本論文では、アフリカにおける民主主義の現状を概観した上で、政治体制の違いに着目し、民主化の進展に影響を与える要因を分析することによって、民主主義の定着に向けた示唆を得ることを目的とする。

## 第1章 アフリカにおける民主主義の現状

### (1) 独立と民主化

19世紀末に始まったアフリカ分割により、エチオピアとリベリアを除くすべての国がヨーロッパ列強の植民地となった。しかし、第二次世界大戦後、欧州諸国の弱体化や国際社会における脱植民地化の潮流を受けて、各地で独立運動が活発化した。1960年は「アフリカの年」とも呼ばれ、この前後にほとんどのアフリカ諸国が独立した。

多くの国で民主主義体制の導入が試みられたものの、その定着は困難を極めた。政治の不安定化によってクーデタが頻発し、軍事政権や独裁政権への移行が繰り返された<sup>2)</sup>。その後、冷戦の終結を契機に民主化の波が広がり、独裁政権が崩壊して複数政党制への移行が進んだ。現在では40か国近くが複数政党制に分類されるが、民主主義が安定して機能しているとは言い難い。政治的不安定、汚職、選挙の不正、民族対立などの課題が依然として多くの国で存在し、民主主義の定着にはさらなる努力が必要とされている（JICA 2003）。

### (2) アフリカ内部の差異

アフリカ全体としては安定した民主主義が構築されているとは言い難いが、「アフリカ」と一括りにすることはできず、各国や地域ごとに民主主義の状況には大きな違いが見られる。

例えば、モーリシャスでは独立後、政治の安定と法の支配が確立され、定期的な選挙を通じて平和的な政権交代が続いており、民主主義指数は8.14（20位／167か国）で完全民主主義に分類される。一方、中央アフリカでは、長年にわたりクーデタや内戦が繰り返され、政府の統治能力が著しく低下しており、民主主義指数は1.18（164位

／167 国) で独裁政治体制に分類される。このように、アフリカ内部でも民主主義の成熟度には大きな隔たりが存在する。

では、こうした違いはどこから生じるのだろうか。次章では、アフリカにおける民主化の進展度合いの違いを生む要因について考える。

## 第2章 民主化の差の要因

### (1) 民主化の構成要素

国際協力事業団(現・国際協力開発機構、JICA)国際協力総合研修所によると、民主化は主に以下の3つの要素で構成される。

- 民主的な制度
- 民主化を機能させるシステム
  - ① 国家権力バランスの改善
  - ② 政府の意識・能力の向上
  - ③ 社会集団の公平な利害調整メカニズム
  - ④ 市民のエンパワメント
- 民主化を支える社会・経済基盤

(JICA 2003)

特に民主的な制度は、民主化のプロセスにおいて最も基礎的な要素とされている。そこで、本論文では、各国の政治体制の違いがアフリカ内部における民主化の格差にどのような影響を与えているのかを考察する。

### (2) アフリカ各国の政治体制

現在、アフリカのほとんどの国が民主的な制度を採用しており、54 国のうち 50 国が共和制を、2 国(モロッコ、レソト)が立憲君主制を採用している。一方、エスワティニは王制を維持し、リビアでは暫定政権が敷かれている(CIA 2025)。

また、民主的な制度にはさまざまな形態があり、一般的に大統領制、半大統領制、議院内閣制に分類される。アフリカでは、大統領制を採用する国が 35 国、半大統領制を採用する国が 5 国、議院内閣制を採用する国が 8 国存在する。

### (3) 政治体制による民主化の差

アフリカの多くの国は形式的に民主的な制度を採用しているが、実際には民主主義が十分に機能していない国も多い。そこで、政治体制によって民主化の進展に差が生じる可能性を検討するため、各体制の民主主義指数を比較する。

図1(p.4 図表一覧)および統計値を参照すると、大統領制と半大統領制の中央値はそれぞれ 3.5 と 2.5 と低く、両者の分布にも大きな違いは見られない。一方、議院内閣制の中央値は 6.6 と明らかに高く、第1四分位数(5.1)や第3四分位数(7.7)も他の体制と比べて高い値を示している。さらに、議院内閣制の最大値は 8.1、最小値は 3.4 であり、全体的に民主主義指数の高い国が多い傾向が見受けられる<sup>3)</sup>。

これらの結果から、議院内閣制を採用している国では、大統領制や半大統領制を採用している国と比べ、民主主義がより定着している可能性が示唆される。この点は、「民主主義の定着と純粋な大統領制との間でよりも、民主主義の定着と純粋な議院内閣制との間で強い相関関係を示している」(Stepan・Skach 1993, p. 4-5)ことを指摘したステパンとスカッチの研究結果とも一致する。

### (4) 大統領制と議院内閣制の特徴

前項では、政治体制によって民主化の進展に差があることを示した。本節では、大統領制と議院内閣制の違いに焦点を当て、どのような制度的特徴がその差を生んでいるのかを考察する。ただし、各国の歴史や事情によって制度の運用は異なるため、一般的な特徴に基づいて論じる。

大統領制と議院内閣制は、立法府と行政府の関係によって区別される。大統領制では、大統領が国民による直接選挙で選ばれるのに対し、議院内閣制では、首相が議会の多数派によって選出される。

大統領制では、大統領と議会の対立による政治の停滞や、大統領権力の強大化が問題視され、民

主化との相性を問われてきた（高安 2018）。大統領は自らの意思に従って強いリーダーシップを発揮できる一方で、一人に権力が集中しやすく、国民や議会が十分に責任を追及できない場合もある（岩崎・松尾・岩坂 2022）。

対して、議院内閣制では、首相は議会の信任を必要とし、議会の解散や総選挙の可能性もあるため、議会の意向を無視して独裁的な権力を振るうことは難しい（同上）。

このように、議院内閣制は政府と議会の協調を促し、権力の集中を防ぐ仕組みを持つため、大統領制よりも民主主義の定着に寄与しやすいと考えられる。

### 第3章 結論

本稿では、民主主義指数を用いてアフリカ諸国の民主化の進展を分析し、政治体制が民主主義の定着に与える影響について考察した。その結果、議院内閣制を採用する国の民主主義指数が、大統領制や半大統領制を採用する国よりも高い傾向が見られた。しかしながら、本研究の標本数は十分に大きいとは言えず、得られた結果はあくまで相関関係を示すにとどまり、因果関係を直接証明するものではない。さらに、大統領制と議院内閣制のどちらが民主主義の定着に適しているかについては、比較政治学において長年議論されており、今後の研究によるさらなる検討が求められる。

今後の課題としては、各国の具体的な政治運営に着目し、政治体制と民主主義の関係をより詳細に検討することが重要である。特に、エチオピアは議院内閣制を採用しながらも民主主義指数が低いことが示されており、その要因を分析することで、政治体制だけでは説明しきれない民主主義の定着に関わる要素を明らかにしたい。

### 引用文献

Central Intelligence Agency. (2025). Government type. Central Intelligence Agency. Retrieved on March 2,

2025, from <https://www.cia.gov/the-world-factbook/field/government-type/>.

Economist Intelligence Unit. (2024). Democracy index. Our World in Data. Retrieved on March 2, 2025, from <https://ourworldindata.org/grapher/democracy-index-eiu?tab=table&country=~NER>.

Stepan, A. and C. Skach. (1993). Constitutional Frameworks and Democratic Consolidation: Parliamentarism versus Presidentialism. *World Politics*, 46 (1), 4-5.

岩崎正洋, 松尾秀哉, 岩坂将充編 (2022) 『よくわかる比較政治学』 ミネルヴァ書房.

外務省 (2025) 「国・地域 アフリカ」『外務省ホームページ』 2025年3月2日アクセス<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/africa.html>>

国際協力事業団 国際協力総合研修所 (2003) 「民主的な国づくりへの支援に向けて — ガバナンス強化を中心に —」『JICA - 国際協力機構』 2025年3月2日アクセス<[https://www.jica.go.jp/Resource/jica-ri/IFIC\\_and\\_JBICI-Studies/jica-ri-publication/archives/jica/field/pdf/2002\\_03a.pdf](https://www.jica.go.jp/Resource/jica-ri/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri-publication/archives/jica/field/pdf/2002_03a.pdf)>

高安健将 (2018) 『議院内閣制—変貌する英国モデル』 中公新書.

### 注釈

- (1) 民主主義指数は、①選挙過程と多元性、②政府機能、③政治参加、④政治文化、⑤人権擁護の5つの部門から算出される。この指数に基づいて、各国は「完全民主主義」「欠陥民主主義」「混合政治体制」「独裁政治体制」の4つに分類される。なお、2023年の調査では、ノルウェー (9.81) が最高位、アフガニスタン (0.26) が最下位となり、日本は16位 (8.40) にランク付けされた。
- (2) 例えばガーナは、1957年にエンクルマの指導のもとイギリスから独立し、1960年には共和制へ移行したが、1966/72/79/81年に軍事クーデタが発生するなど政治的に不安定な

時期が続いた。しかし、1990年代に入ると民主化が進展し、1992年以降は複数政党制による大統領選挙が定期的実施されており、政権交代も実現している。2023年の民主主義指数は6.30で、アフリカの中では比較的民主主義が安定している国の一つとされる。

- (3) 議院内閣制の民主主義指数が大統領制のそれよりも高いかを検証するため、議院内閣制の民主主義指数の平均が大統領制の平均よりも有意に高いと判断できるかどうかを、有意水準1%で検定する。なお、標本の大きさが十分に大きいとは言えず、また数学Bで学習する方法を用いるため、結果の正確性には限界がある。

議院内閣制の民主主義指数の平均を  $m$  とすると、大統領制の平均は3.68より、帰無仮説は  $m = 3.68$ 、対立仮説は  $m > 3.68$  とおけ

る。

アフリカ全体での民主主義指数の標準偏差は

1.77より、標本平均  $\bar{X}$  が正規分布  $N(3.68,$

$\frac{(1.77)^2}{8})$  に従うとみなせるとすると、

$Z = \frac{\bar{X}-3.68}{\frac{1.77}{2\sqrt{8}}}$  は標準正規分布  $N(1,0)$  に従うと

みなせる。

ここで、 $P(0 \leq Z \leq 2.33) \approx 0.49$  より、有意水準1%の棄却域は  $Z \geq 2.33$ 。

議院内閣制の民主主義指数の平均は6.31だから、 $\bar{X} = 6.31$  のとき、 $Z \approx 4.21$  より、帰無仮説は棄却される。

よって、議院内閣制の民主主義指数の平均の方が大統領制の平均よりも高いと判断できる。

## 図表一覧

表1 政治体制別の国・地域数

政治体制	国・地域		アフリカ	
	数	(%)	数	(%)
完全民主主義	24	14.4	1	2
欠陥民主主義	50	29.9	5	10
混合政治体制	34	20.4	17	34
独裁政治体制	59	35.3	27	54
合計	167	100	50	100

(EIC, 2024 をもとに筆者作成)

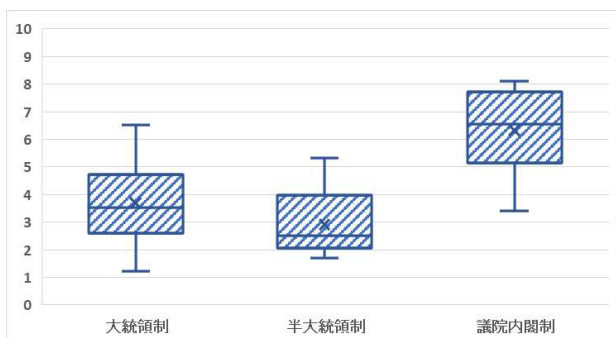


図1 政治体制別の民主主義指数

(EIC, 2024 をもとに筆者作成)

# 地方六団体が政府に影響を与えるための条件

キーワード：民主党政権 国と地方の協議の場 地方六団体 計量分析

コース【 地域 】 愛知県立岡崎高等学校 3年〇組△番 氏名

## 目次

はじめに

### 第1章 先行研究とその問題点

- (1) 先行研究
- (2) 先行研究の問題点

### 第2章 分析枠組

- (1) 地方六団体
- (2) 国と地方の協議の場
- (3) 民主党政権

### 第3章 相関分析

- (1) 調査方法
- (2) 結果
- (3) 考察

### 第4章 重回帰分析

- (1) 調査方法
- (2) 仮説
- (3) 変数の設定
- (4) 推定結果
- (5) 考察

### 第5章 結論

## はじめに

地方分権改革は政治上常に重要な課題として位置づけられる。1945年に公布された日本国憲法は「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」(第九二条)と定めており、地方自治の根拠の一つとなっている。

地方自治の中でも団体自治を担う地方公共団体に都道府県がある。その長である都道府県知事は全国知事会を組織して国との調整で重要な役割を果たしており、市町村についても同様の動きが

みられる。一方国政に目を転じると、2009年に政権交代が起き地域主権を「一丁目一番地」とする民主党が政権に就いた。政権は2012年に再び交代することになるが、それまでの間に後述する国と地方の協議の場が開催され議論が行われるなど、全国知事会をはじめとする地方連合組織と国との協力関係が垣間見えた。これらの組織は提言を出すことも多く、例えば職業訓練事業の見直しや認定NPO法人法の改正は全国知事会などの提案・要請が契機となって行われたという(戸田,2016;原田,2015)。

ここで問題となるのは、地方連合組織が政府に影響力を持つのはなぜかということである。日本の政治体制においては立法、行政、司法が均衡と抑制の関係に置かれており、地方においては首長と議会の二元代表制がとられている。この仕組みには規定されていない、地方の意見の国政への反映はどのように行われるのだろうか。この問いの追及は国の政策決定要因を明らかにする。

以上より、本稿では地方連合組織が国政に影響を及ぼすための要件について研究する。

## 第1章 先行研究とその問題点

### (1) 先行研究

全国知事会の国政への影響を扱った論文として、梶原晶の研究がある。梶原は小泉政権期に行われた三位一体改革への地方六団体、特に全国知事会の政策過程への参画に着目し、個々に利害を異にする知事たちが補助金改革という「身を切る」改革に賛成した要因を計量的に分析した。その結果、議会との関係や任期、経歴、改革派ネットワークが要因となったという結論を得ている(梶原,2012)。

また、李尚祐は協定関係による政策的ネットワークとして全国知事会をとらえている。李によれば、各団体アクターの代表者が集まる地域協議会として包括的な政策協力に対する自主的な結社ができる。地方自治法で制度化されている全国知事会においても団体間の総合的な政策ネットワークが自主的に続いているという（李，2024）。

## （2）先行研究の問題点

まず梶原の研究を検討する。梶原の研究は全国知事会と政権との関係を扱っている点で本稿のテーマと類似する。しかし2012年のものであるため、当然民主党政権の評価はなされていない。また、梶原は知事側の要件の研究に注力しており、国側の要因に関する考察は十分でない。

李の研究は全国知事会を政治学の文脈に組み込んだものとして評価できる。ただし李の研究はICAフレームワークの一般論的研究が主題であり、全国知事会と国との関係性には踏み込んでいない。

以上より、先行研究の問題点は、全国知事会が政府に影響を与える際の国の状況を明らかにしていない点である。また、三位一体改革に関する研究は数多くあるがその後の民主党政権の分析は不足している。そこで本稿は、地方連合組織が国政に影響する場合の国側の要件も含めて民主党政権期に着目して分析する。

## 第2章 分析枠組

### （1）地方六団体

地方六団体は全国知事会のほかに全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村長会、全国町村議会議長会をふくめた地方連合組織の総称である。筆頭となる全国知事会は全国47都道府県知事により組織される団体であり、各都道府県間の連絡提携を緊密にすることで地方自治の円滑な運営と進展を図っている（全国知事会,2018）。

ここでいう連合組織は地方自治法二六三条の三に次のように定められている。

都道府県知事若しくは都道府県の議会の議長、市長若しくは市の議会の議長又は町村長若しくは町村の議会の議長が、その相互間の連絡を緊密にし、並びに共通の問題を協議し、及び処理するためのそれぞれの全国的連合組織を設けた場合においては、当該連合組織の代表者は、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

この法律で地方六団体は地方自治に関する法令に対し内閣への意見の申し出ができることとされている。特に第4項は地方公共団体に対し新たに事務または負担を義務付ける施策に対する意見には内閣が遅滞なく回答するものと規定しており、地方六団体の活動の法律上の根拠となっている。実際、この規定に関する地方自治法の改正過程では政府委員であった佐久間彊が次のように述べている。

地方六団体を設けました場合には、自治大臣に届け出をするようにいたしまして、地方六団体の法律上の根拠を設けようとしたしているわけでございます。<sup>(1)</sup>

また、届け出が義務付けられる連合組織の範囲について同じく佐久間は「これは全国的連合組織と書いてございますように、具体的に申しますと、いわゆる地方六団体を念頭に置いておるわけでございます。」<sup>(2)</sup>としており、地方自治法における全国的連合組織の規定が全国知事会をはじめとする地方六団体の活動の実態を法律に反映させたものであることは明らかである。地方六団体の影響力は地方自治法によって規定される前に生まれたものだと考えられる。

### （2）国と地方の協議の場

民主党政権と地方連合組織の関係を考えるうえで注目したいのが国と地方の協議の場（以下協議の場）である。飛田博史は次のように説明する。

2011年4月28日に成立した「国と地方の協議の場に関する法律」にもとづく仕組み（機構）であり、国と地方の代表者が参加する対等な政策協議の場として期待を持って創設された。（飛田,2022）

なお、協議の場の法制化に至る契機としては小泉政権時代の「国と地方の協議の場」設置があげられる。これは地方六団体の要請に応じて設置されたものだが法的根拠や協議の規定を持たず政策決定に与える影響には限界があった。政府と地方側との意見の交換は「国・地方の定期意見交換会」に引き継がれ、2009年衆議院議員総選挙へ向けた民主党のマニフェストに盛り込まれたことから法制化に至った（飛田, 2013）。このことは国会審議においても触れられており、公明党の稲津久は次のように指摘した。

平成十六年に一度、法律上の根拠を置かない形で設置をされている。しかし、これは、特に地方からの意見において、十分機能を発揮しなかった、そういう厳しい指摘、意見がありまして、法制化を求める要望が頻繁に出された、そしてこのたびの法案の提出につながった、私はこのように理解をしているところでございます。<sup>(3)</sup>

国と地方の協議の場に関する法律（平成二十三年法律第三十八号）第二条はその構成者を国側から内閣官房長官、特命担当大臣、総務大臣、財務大臣及び内閣総理大臣が指定した国務大臣、地方側から地方六団体の代表者各一名と定める。同法第七条には国会への報告が、第八条には協議の結果の尊重義務が定められており、協議の場はある

程度の実効性と重要性を持つと考えられる。当時の大臣政務官逢坂誠二は次のように答弁した。

当然、協議が調うということは、両者がある一定の事項についてこの方向で進みましょうというようなことで合意がなされることだというふうに思うわけです。その際に、国の側においては、そうした合意されたことについて、例えば予算措置をすとか、あるいは法案を立案していくとかといったような対応が求められていくというふうに思います。<sup>(3)</sup>

### (3) 民主党政権

2009年9月16日、鳩山由紀夫が第93代内閣総理大臣に就任した。本稿では以降2012年12月26日に安倍晋三が首相となるまでの鳩山（由）、菅直人、野田佳彦の3名約3年間の政権を民主党政権と定義する。民主党政権は「地域主権」改革を一丁目一番地の改革課題として力を入れた（岩崎,2013）点に特徴がある。先述した国と地方の協議の場の法制化も民主党政権下で行われた。

## 第3章 相関分析

### (1) 調査方法

朝日新聞社の堀江浩は「小泉内閣以降RDDで世論調査が頻繁に行われるようになり、内閣支持率の注目度が大きく上がった。それに対して政治の側も支持率の数字を意識して政策を打ち出したり人事をしたりするなどの対応が目立っている。」（堀江ほか,2016）と述べており、内閣支持率は政府に影響を与えるとされる。このことから協議の成立に関わる国側の要件として、政府支持率及び国政選挙までの日数が影響することを相関分析の手法で検証する。用いるデータのうち協議成立数は民主党政権下で行われた2011年6月13日から2012年11月8日までの11回の協議の場で協議が調った事項の数（以下協議成立数）とする。<sup>(4)</sup>ただし、社会保障・税一体改革分科会は国

会報告がなく協議が調った事項の判別が難しいため除外した。国会報告で「～こと。」で示される事項を1つとして数えることとすると表1 (p8,図表一覧)の通り協議が一つでも調ったのは11回の協議のうち5回となった。政府支持率は内閣支持率と同じ動きをすることとして、各社の政治的立場の相違が分析結果に影響を及ぼすことを避けるため表2 (p8,図表一覧)の通り協議の場が開催された月における日本経済新聞社、ANN、NHKの3社の各世論調査における内閣支持率の平均を用いた。国政選挙までの日数は協議の場の開催日から2012年12月16日に行われた第46回衆議院議員総選挙および2013年7月21日の第23回参議院議員選挙までの日数を用いた。これは協議の場が第45回衆議院議員総選挙後に始まり、民主党政権が第46回衆議院議員総選挙での敗北をもって終わったことによる。以上の変数間の相関係数を

算出し、フィッシャーのZ変換  $Z = \frac{1}{2} \log \frac{1+r}{1-r}$

(Hotelling,1953)を利用して相関係数の信頼区間を算出した。

## (2) 結果

分析の結果は表3、図1及び図2 (p9,図表一覧)の通りである。まず、相関係数は一般に0.4~0.5以上あれば中程度の相関があると認められる<sup>(5)</sup>ことから、選挙までの日数と協議成立数には正の相関関係が認められる ( $r=0.47058$ )。ただし95%信頼区間が0をまたぐ点に留意する必要がある。2点目に、内閣支持率と協議成立数には負の相関関係がある ( $r=-0.60503$ )。3点目として、近似曲線の傾きから参議院議員選挙よりも衆議院議員選挙までの日数が強い影響力を持つ。

## (3) 考察

それぞれの結果について考察する。まず1点目から、選挙の期日と国と地方の協議の成立には負の相関関係があることがわかる。したがって、選

挙が近くなると地方政策への注力が減ることが予想される。これを裏付けるものとして、JES Vプロジェクト第1波2012年衆院選事後インターネット調査を参照する。<sup>(6)</sup>この調査で選挙に際して最も重視した政策はどれかという設問に対し「地方分権」を選んだ割合は0.7% (N=4299)だった。これは「その他」を除く15の選択肢の中で4番目に低い値であり、最も割合の低い「社会資本 (インフラ整備など)」の0.5%と比べても統計的に有意な差がない<sup>(7)</sup>。この結果から地方分権は選挙の際に争点となりにくく、有権者に重視されやすい財政・金融などの分野において政府の活動が活発になる一方で地方分権については活動が鈍くなると考えられる。なお、同様の傾向は同プロジェクト第7波2013年参院選事後インターネット調査においてもみられる。この調査では「地方分権」は0.4% (N=3404)と3番目に低い。<sup>(8)</sup>

2点目は、内閣支持率が上昇すると協議が調いづらくなることを示す。その原因として、内閣支持率が低い時には強硬に政府案を突き通すことが難しいことがあげられる。また内閣支持率が低い場合選挙に近い時と同様に世論を意識した政策を行うことが考えられ、1点目と同様の結果を導いたことが分かる。再び先ほどのJES Vプロジェクト第1波2012年衆院選事後インターネット調査を参照すると、都道府県知事が有権者の信頼を得ていることがわかる。国の政治、あなたが住んでいる都道府県の知事、中央官庁など10の項目に対し信頼度合いを0~10で尋ねた問いに対し、6から10を合わせた「信頼している」の割合を調べた。その結果「あなたが住んでいる都道府県の知事」を信頼している人の割合は26.1%と裁判所に次いで多かった。このことから都道府県知事は広く有権者から支持を得ており、支持率が落ち込んだ政府にとっては支持を取り付けたい対象であるといえる。なお同プロジェクト第7波2013年参院選事後インターネット調査では設問が変わるがやはり国政より都道府県の政治のほうが信頼で

きるとする人が多かった。

3点目について、一般的に参議院議員選挙は衆議院議員選挙と比べ重要性が低く、有権者が現政権に対する中間評価を行う場として理解されている(飯田,2015)という。このことが参議院議員選挙の国と地方の協議への影響を衆議院議員選挙よりも小さくするのだと考えられる。一方で参議院議員、特に地方区選出議員は衆議院議員や全国区選出参議院議員と比較して地方行政部会により頻繁に所属するなど地方行政に関心が高いという指摘もある(石間,建林 2020)。ここで民主党政権期において協議の場の国側からの参加者計38名のうち参議院議員一覧<sup>(9)</sup>および参議院歴代議員一覧<sup>(10)</sup>を用いて確認すると当時参議院議員であった者はわずか4名だった。<sup>(11)</sup>したがって参議院議員の地方行政への関心の高さによる協議成立への影響は小さいといえ、石間・建林の研究結果を否定しない。これらのことから協議成立数は参議院議員選挙よりも衆議院議員選挙に強く影響されるという解釈が成り立つ。

## 第4章 重回帰分析

### (1) 調査方法

前章の結果から選挙の期日や内閣支持率と協議成立数には相関関係があることが分かった。しかし相関分析では因果関係や各要素の結果への寄与の度合いを調べることができない。そこで多変量解析の一つである重回帰分析により改めて分析を行う。重回帰分析とは「与えられた変量  $X_1 \sim X_p$  を用いて、予測したい変量  $y$  に最も相関の高い合成変量  $\rho$  を求める」(金子,1980)手法である。まず相関分析の結果をもとに仮説を立て、その後検証、考察を行う。

### (2) 仮説

前章から、政府支持が落ち込むと政府は有権者に身近な存在であり一定の支持基盤を持つ全国知事会をはじめ地方六団体の意向に沿った政策を行

いやしくなると考えられる。

仮説1:内閣支持率が低いほど協議成立数が増える。

一方国政選挙が近づくと政府は有権者や利益団体の意向に沿った政策を指向するようになるはずだ。先ほど見たように有権者の関心の低い地方分権政策は後回しになり、協議の場開催や協議の成立に悪影響が及ぶと考えられる。

仮説2:国政選挙までの日数が長いほど協議成立数が増える。

重回帰分析では  $t$  の値から寄与率を調べられることから、地方六団体側の要因も独立変数に含めて分析を行う。

衆議院は解散がある点で民意をより反映すると考えられ、参議院に優越する。同様に、都道府県知事選挙が行われると知事はより民意を反映した人物になることから国は知事選が行われた場合には知事らの意見を取り入れる動機が強くなる、すなわち選挙を経て地方連合団体が影響力を増すことが予想される。人口規模を考えると市町村長選挙が協議に与える影響はごく小さいと考え、市町村長選挙は除外することとした。

仮説3-1:都道府県知事選挙の直後に行われた協議であるほど協議成立数が増える。

また選挙における知事の得票数は民意の反映度合いを広く示し協議の成立に好影響を及ぼすと予測される。

仮説3-2:直近の都道府県知事選挙での当選者の得票数が多いほど協議成立数が増える。

### (3) 変数の設定

従属変数として設定する協議成立数と独立変数のうち仮説1の検証に用いる内閣支持率と仮説2の検証に用いる衆議院議員総選挙までの日数は前章で用いたのと同じデータを用いる。仮説3-1に関しては全国の都道府県知事選挙の日付を調

べ、協議の場の開催日から見て一番直近に行われた選挙からの日数を調べた。仮説 3-2 はその選挙における得票数を指標とした。

以上の独立変数の概要と予測を表 4~6 (p9,図表一覧) にまとめた。

#### (4) 推定結果

推定結果は表 7 (p10, 図表一覧) の通りである。独立変数の中では内閣支持率と衆議院議員総選挙までの日数がともに統計的に有意な結果を得ており、どちらも予測通り内閣支持率は  $t$  が負に、衆議院議員総選挙までの日数は  $t$  が正になっている。知事選からの日数とそこでの得票数は統計的に有意な結果ではなかったがいずれも仮説と異なり知事選挙からの日数は  $t$  が正に、知事選挙における得票数は  $t$  が負になっている。

#### (5) 考察

先の統計分析から、協議の成立は国の要因の影響を受けていることが明確になった。重回帰分析の結果も相関分析と同じく内閣の支持が落ち込むと協議の成立が見られるという関係を示している。内閣支持率が協議成立に負の影響を与えるのは、内閣が有権者に支持が広がらない時に地方との協力関係を築こうとするからだろう。

次に衆議院議員総選挙が協議成立に正の影響を与える、すなわち総選挙が近くなると協議が調いづらくなる傾向がみられる。これは前章で予想された総選挙が近いと政府は地方政策以外の政策に力を入れるという因果関係を示す結果である。

一方地方側の要因では知事選挙が協議に及ぼす影響は小さく、選挙を経て地方六団体が影響力を増すという仮説は肯定されなかった。このような結果となった原因として知事選挙の影響力が全国的に及ぼす影響を過大に評価していたことがあげられる。統一地方選挙を除けば複数の都道府県で知事選挙の日程が重なることはまれであり、現に今回調べた 2011 年 6 月から 2012 年 11 月の都道

府県知事選挙のうち選挙日が重なっていたのは 2012 年 10 月 28 日の富山県知事選挙と岡山県知事選挙だけだった。

都道府県知事の行政権が及ぶのは当然その都道府県の内部であり、都道府県の知事の政治方針が大きく変わってもそれが一つの都道府県の話に留まるならば直ちにそれが全国政治方針に影響を及ぼすとは考えにくい。また全国知事会は地方六団体の筆頭に挙げられるとはいえ地方連合組織の一つにすぎない。こうしたことが地方側の影響力の小さくしているといえる。

## 第 5 章 結論

本稿では国と地方の協議の場に注目して民主党政権下における国-地方間関係を分析した。その結果、協議の成立には内閣支持率や衆議院議員総選挙までの日数といった国側の要因が強く影響することが分かった。既存の研究ではあまり注目されていなかった国側の要因が実際には大きな協議成立の決定要因であったことを明らかにできた。一方で梶原の研究が注目していたような地方側の要因の協議の成立への寄与は認められなかった。ここから依然として国-地方間関係が上下の関係にとどまっており、地方の提案が実現するかは国次第となっている現状が見えてくる。

本稿の問題点は標本数の小ささとそれによる推定結果の信頼区間の幅の大きさである。民主党政権に着目したことで協議の場の開催数自体が少なかったのに加え民主党政権が 3 年と短命に終わったことで複数の選挙期間についての分析ができなかった。本稿が得た結論を確かにするためには時期を広げて地方六団体の提言やその他審議会での発言も収集しさらに分析することが望まれる。

さて、本稿の結論は次の 2 点の問いを導く。1 つは自民政権を含むより長期的な視点での地方六団体の影響である。今回の研究では民主党政権に着目したが、戦後日本の歩みを振り返るとその多くの期間では自由民主党が政権の座にあった。

その時地方六団体の求める政策の受容はどのような要因によって規定されたのだろうか。本稿と同じ結論は導かれるのだろうか。

2つめは国と地方の協議の場に代わる地方の国政参加の場についてである。民主党政権が終わり自民政権になると協議の場における協議の成立はほとんど見られなくなる。代わって提案募集方式が導入された(岩崎,2015)が、この仕組みの中でも今回見られたような国政選挙の期日と提案の実現との相関関係は見られるのだろうか。これら2点の問いの追究によって政策決定の過程をさらに明らかにすることが期待される。

## 引用文献

- Harold Hotelling (1953) "New Light on the Correlation Coefficient and its Transforms" *Journal of the Royal Statistical Society Series B: Statistical Methodology*, 1369-7412, Oxford University Press (OUP), 15, 2, 193-
- 飯田健 (2015) 「有権者のリスク態度と政権基盤の強化 2013 年参院選における分割投票」 *日本選挙学会『選挙研究』* 2015 年 31 卷 1 号 p. 71-83
- 石間英雄, 建林正彦 (2020) 「二院制と政党組織 参議院議員の政策活動」 *日本選挙学会『選挙研究』* 2020 年 36 卷 1 号 p. 35-48
- 岩崎忠 (2013) 「民主党政権「地域主権」改革の評価と検証」 *公益財団法人 地方自治総合研究『自治総研』* 39 卷 418 号 p. 1-39
- 岩崎 忠 (2015) 「地方分権改革と提案募集方式 ～地方分権改革有識者会議での審議過程を中心にして～」 *公益財団法人 地方自治総合研究『自治総研』* 41 卷 439 号 p. 30-46
- 柏木吉基 (2013) 『「それ、根拠あるの？」と言わせないデータ・統計分析ができる本』
- 梶原晶 (2012) 「知事の選択としての三位一体改革」 *日本政治学会『年報政治学』* 筑摩書房, 63 卷 2 号 p. 375-397
- 金子精一 (1980) 「多変量解析法の概説, 特に主成

分分析, 重回帰分析, 判別分析を中心にして」 *獣医疫学会『獣医科学と統計利用』* 1980 卷 5 号 p. 1-4

- 佐藤文彦 (2017) 『[プロ野球でわかる!] はじめての統計学』 *株式会社技術評論社*
- 全国知事会 (2018) 『全国知事会七十年史』
- 戸田 典樹 (2016) 「日韓比較研究からみる新たな中間的就労の可能性」 *社会政策学会『社会政策』* 8 卷 2 号 p. 135-147
- 道用大介 (2019) 『図解でわかる最新エクセルのデータ分析がみるみるわかる本』 *秀和システム*
- 飛田博史 (2013) 「「国と地方の協議の場に関する法律」の制定過程と概要について」 *公益財団法人 地方自治総合研究所『研究所資料』* 2013 年 109.2 卷 1 号 p. 281-305
- 飛田博史 (2022) 「自治体の国政参加を考える : 国と地方の協議の場の現状と課題 (中村良広教授退職記念号)」 *熊本学園大学経済学会 (編)『熊本学園大学経済論集』* 28 卷 1-4 号 p137-p158
- 原田 峻 (2015) 「NPO 法改正・新寄付税制の政策過程」 *日本 NPO 学会『ノンプロフィット・レビュー』* 15 卷 1 号 p. 1-12
- 堀江 浩, 池田 健夫, 平田 崇浩, 崔田 知久, 松本 正生 (2016) 「世論政治の現状」 *公益財団法人 日本世論調査協会『日本世論調査協会報「よろん」』* 117 卷 p. 27-33
- 李尚祐 (2024) 「都市部の団体アクター間における制度的集合行為 (ICA) フレームワーク : 「合併方式」から「政策ネットワーク方式」への展開」 *大阪公立大学都市科学・防災研究センター『都市と社会』* 編集委員会『都市と社会 (8)』 P.44-61

## 注釈

- (1) 第 43 回国会 参議院地方行政委員会 第 18 号
- (2) 第 43 回国会 衆議院地方行政委員会 第 28 号
- (3) 第 177 回国会 衆議院総務委員会 第 12 号

- (4) 国と地方の協議の場 内閣官房ホームページ  
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyouginoba/index.html>
- (5) 柏木吉基 (2013) 佐藤文彦 (2017)、道用大介 (2019) 等参照
- (6) 特別推進研究 政権交代期における政治意識の全国的時系列的調査研究 《課題番号 24000002》—2012 年衆院選パネル事後調査— (J E S V 第 1 波調査)
- (7) 有意水準 5 % で仮説検定した場合
- (8) 同調査で最低となったのは「政治・行政改革」で 0.1% だった。
- (9) 議員一覧 (50 音順) 第 216 回国会 (臨時

- 会) (令和 6 年 11 月 28 日～令和 6 年 12 月 24 日)  
<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/giin/216/giin.htm>
- (10) 参議院歴代議員一覧 (50 音順) (令和 4 年 1 2 月末日現在)  
[https://www.sangiin.go.jp/japanese/san60/giin/pdf/2022giin\\_lists.pdf](https://www.sangiin.go.jp/japanese/san60/giin/pdf/2022giin_lists.pdf)
- (11) いずれも陪席で、芝博一、長浜博行、福山哲郎の各官房副長官 (当時) と平野達男内閣府副大臣 (当時) である。全員が地方区選出議員で最終選挙区はそれぞれ三重県、千葉県、京都府、岩手県。

**図表一覧**

表 1 国と地方の協議の場での協議成立数

開催日	協議成立数
2011 6/13	2
8/12	3
10/20	0
11/29	0
12/15	0
12/20	1
12/26	0
12/29	1
2012 4/16	2
8/30	0
11/8	0

(内閣官房, 2011 ; 2012 より筆者作成)

表 2 内閣支持率の計算に使用した調査

報道機関	出所
日本経済新聞社	内閣支持率を追う 日経世論調査 全データ <a href="https://vdata.nikkei.com/newsgraphics/cabinet-approval-rating/">https://vdata.nikkei.com/newsgraphics/cabinet-approval-rating/</a>
ANN	報道STATION POLL <a href="https://www.tv-asahi.co.jp/hst/poll/graph_naikaku.html">https://www.tv-asahi.co.jp/hst/poll/graph_naikaku.html</a>
NHK	NHK放送文化研究所政治意識月例調査 <a href="https://www.nhk.or.jp/bunken/yoron/political/">https://www.nhk.or.jp/bunken/yoron/political/</a>

※日経新聞社のデータについて 2011 年 8 月 12 日は当月データ欠損のため同じく菅 (直) 内閣の前月データを、2011 年 11 月 8 日は当該月データが 2 つあるため 1 回目のデータを使用

表3 相関分析の結果

	相関係数	95%信頼区間
内閣支持率	-0.60503	$-0.884 \leq r \leq -0.008$
衆議院議員総選挙までの日数	0.470584	$-0.180 \leq r \leq 0.835$

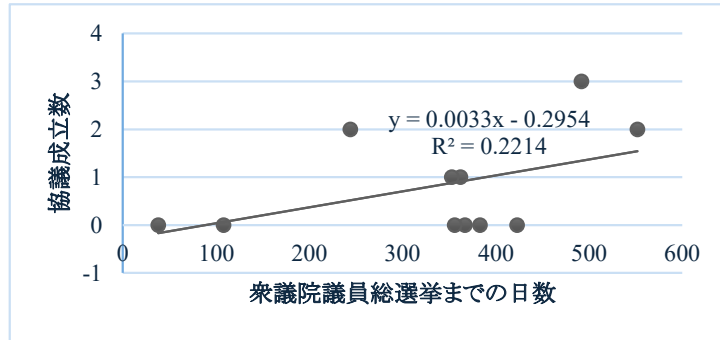


図1 協議成立数と衆議院議員  
総選挙までの日数の関係  
(内閣官房, 2011 ; 2012 より筆者作成)

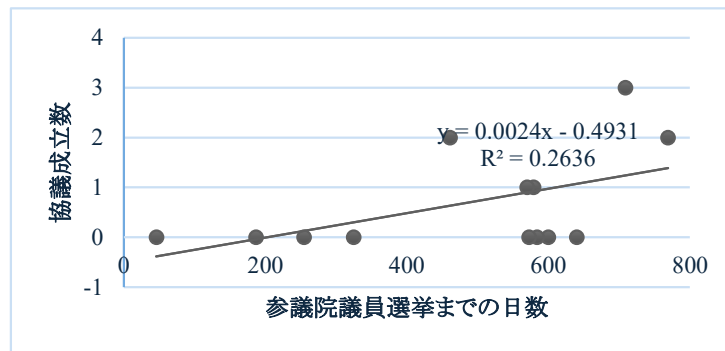


図2 協議成立数と参議院議員選挙までの日数の関係  
(内閣官房, 2011 ; 2012 より筆者作成)

表4 独立変数の概要と予測

仮説	コーディング・ルール	予測	データ出典
1	3社の内閣支持率の平均(%)	-	表2参照
2	第46回衆議院議員選挙までの日数(日)	+	衆議院 衆議院議員総選挙一覧表 <a href="https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/senkyolist.htm">https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/senkyolist.htm</a>
3-1	直近の都道府県知事選挙からの日数(日)	-	全国知事会 知事情報 <a href="https://www.nga.gr.jp/pref_info/chiji/index.html">https://www.nga.gr.jp/pref_info/chiji/index.html</a> 総務省 山口県知事選挙選挙結果調 <a href="https://www.soumu.go.jp/main_content/000170146.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_content/000170146.pdf</a>
3-2	直近の都道府県知事選挙での当選者の得票数(票)	+	総務省 都道府県知事選挙結果 <a href="https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/chiji/index.html">https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/chiji/index.html</a>

表 5 独立変数の記述統計

変数名	観察数	平均値	最小値	最大値
内閣支持率(%)	11	32.89	19.23	52.73
衆議院議員選挙までの日数(日)	11	334.36	38	552
直近の都道府県知事選挙からの日数(日)	11	20.73	2	39
直近の都道府県知事選挙における得票数(票)	11	1193657.91	252461	2006195

(表 4 の出典をもとに筆者作成)

表 6 独立変数間の相関係数

	支持率	衆院選	知事選	得票数
内閣支持率 (%)	1			
衆議院議員選挙までの日数 (日)	0.21704	1		
直近の都道府県知事選挙からの日数 (日)	0.36558	-0.16113	1	
直近の都道府県知事選挙における得票数 (票)	0.32509	0.31618	-0.06418	1

(表 4 の出典をもとに筆者作成)

表 7 推定結果

(独立変数)	係数	標準誤差	t	P-値	標準化回帰係数
切片	1.9195	0.8303	2.3119	0.0601	
内閣支持率 (%)	-0.0820	0.0255	-3.2148	0.0183*	-0.24704
衆議院議員選挙までの日数 (日)	0.0049	0.0015	3.2364	0.0178*	0.05799
直近の都道府県知事選挙からの日数 (日)	0.0085	0.0204	0.4156	0.6922	0.02785
直近の都道府県知事選挙における得票数 (票)	-1.77462E-07	2.87019E-07	-0.6183	0.5591	-0.00015
重相関 R		0.8780			
重決定 R <sup>2</sup>		0.7709			
補正 R <sup>2</sup>		0.6182			
標準誤差		0.6666			
観測数		11			

\*p<0.05、有意 F=0.03984\*

# 男女の同性カップルが子どもを遺す方法の比較

キーワード：母体の商品化 自己決定権 機械論的メタファー 女性の搾取

コース【 家族・ジェンダー 】 愛知県立岡崎高等学校 3年

## 目次

はじめに

### 第1章 先行研究の評価

- (1) 先行研究
- (2) 先行研究を発展させる点

### 第2章 精子提供による懐胎との比較

- (1) 同性カップルが子どもを持つということ
- (2) 視点①～⑦における比較

### 第3章 比較を通して

- (1) 自己決定権と尊厳
- (2) 機械論的メタファーからの考察

### 第4章 結論

## はじめに

東京、大阪、福岡の高等裁判所が、同性婚を認めない現行制度に違憲判決を下した。

しかしながら、上記説示したとおり、異性愛者と同性愛者の違いは、人の意思によって選択・変更し得ない性的指向の差異でしかなく、いかなる性的指向を有する者であっても、享有し得る法的利益に差異はないといわなければならない。(福岡高裁、2021)

これによって、同性カップルにも、法で認められている権利を認めるべきだという判例が作られた。このように、同性婚が日本でも認められつつある。これと同様に、同性カップルの遺伝子を遺す権利についても、現在は厳しい意見が多いながらも、議論がされている。子を遺す方法としては、レズビアンカップルは精子提供、ゲイカップルは代理母が挙げられる。しかし、現在、日本では、レズビアンカップル（女性同士のカップル）

は法整備こそされていないが、精子提供によって、自らの遺伝子を持つ子どもを遺すことができる。しかし、ゲイカップル（男性同士のカップル）が自らの遺伝子を持つ子どもを遺す方法-卵子提供、代理母出産-は行うことができない。このことは、両者の間に「子供を遺す機会」に於いての不平等があるのではないかと考えた。そこで、ゲイカップルが子どもを遺す方法である、代理母について、レズビアンカップルが子供を遺す方法の、精子提供と比較して考えることにした。

## 第1章 先行研究の評価

### (1) 先行研究

代理母には様々な問題が存在するとされている。まずは、母体の心身のリスクである。他人の子を身ごもることや分娩は、心身にとって、大きな負担となる。妊婦としての身体的負担、加えてその家族の負担は当然だが、精神的な不安がとても大きい。それは、腹の中の子に対して、母性が生まれてしまうからである。身体的にも、母乳哺育の準備など、身体的変化も起きて、胎児に対して、愛情が生まれるのである。例えば、姉の子ども代理懐胎をしたアメリカの女性は、腹の子を姉に渡したくなかったと話している。(大野、2009) その他、様々な代理母が、腹の子に対し、愛情を感じてしまった経験を語っている。また、戸籍上は、子を産んだ女性が、その子の母となってしまうことも、混乱を招く点となる。さらに、腹の子が障害を持っていたら、と不安に感じてしまうこともあるようだ。身籠った他人の子が障害を持って生まれてきてしまったら依頼者に申し訳ないと考えてしまい、これが代理母となる女性の精神的ストレスにつながっている。また、過去に

は、障害を持って生まれた子の受け取りを拒否する事件もあった。

しかしながら、懐胎前の契約により、出産後に懐胎女性は児から引き離されるのである。この局面で児の引き渡し拒否などの事例が海外では少なからず起こっている。児に何らかの異常がみられた場合に、出生後に依頼者側が児の引き取りを拒否する例も見られる。早産により生まれた超低出生体重児に対する治療を、発育後に出現する可能性のある後遺障害を理由に、依頼者側が拒否する事例も発生している。懐胎している女性は医療者との間の診療の契約によって診療を受けているが、それとは別に、懐胎女性は依頼者との間に代理懐胎の契約を結んでいる。この契約に基づいて取られる処置は臨床医の通常の判断と同じとは限らず、救命されるはずの命が見捨てられるなど、児の生命や予後が顧みられないことがある。(久具,2018a)

次に、倫理的問題である。別の個体を用いて出産することは倫理的な問題も孕んでいる。それは、「母体の商品化」：代理出産に、対価が発生する場合、女性の妊娠、出産機能が、取引材料になってしまうことへの懸念である。このことについて、久具は次のように述べている。

代理懐胎は、10 か月間子宮を"貸す"行為という性質上、そこに対価が発生しやすいこと、またその対価を期待する商行為（ビジネスに誘引すること）に発展する可能性を秘めている。一方で、代理懐胎を依頼する、または引き受けることは自己決定による行為であり、その権利を侵害されるべきではない、との見方もあり、代理懐胎契約を相互扶助による生殖医療とする主張も存在する。このような見方に立つと、代理母になることは労務とみなされ対価が支払われるか、または奉仕であっても報酬が支払われるこ

とになる。代理懐胎が容認されている地域においては、代理母を女性の収入源の1つとみなし、その契約を仲介する業者も含めてビジネスとして大きな市場を形成している。しかしながら、社会的・倫理的にみると、商行為の有無に関わらず、代理懐胎においては、自身の体を他人の生殖行動の道具として利用される懐胎女性が搾取されているとする考え方が強い。(久具,2018b)

これに対し、代理母となる選択をするのは女性自身であることに注目し、女性の自由意思を尊重する考え方もある。

これらはみな、代理母への志願や、他者への代理出産の依頼を、女性の新しい選択肢とみなす特徴を持つ。〈中略〉そしてこのような心身二元論に基づいた身体観は、女性の生殖機能を、西洋近代医学が用いてきた、身体を修理・交換の対象として把握する「機械論的メタファー」のもとで理解させることを容易にする。そこで代理出産は近代医学における科学技術の一部として理解され、科学の進歩主義の中に置かれた代理出産は、社会が推進すべき対象として扱われるのである。(柳原、2011)

この論点と、母体の商品化による女性の搾取について、柳原は、このように述べている。

ただしこのような擁護論は矛盾を抱えてしまう。機械論的メタファーは、臓器移植のように、他者との身体部品の交換を容易に引き出すのが、臓器移植は少なくとも、他者の死体、または他者から取り出されうる臓器という「物体」を対象としている。一方、代理出産で実際に行われているのは、取り出し可能な子宮の贈与・交換ではなく、生きた人間の身体機能そのものを他者へ利用させる行為であり、厳密に突き詰

めていけば、機械論的メタファーの概念枠組みからは外れてしまう。この矛盾を回避するため、代理出産を肯定的にみなす言説には、しばしば子宮をあたかも物体とみなす表現が用いられることがある（柳原、2010）。しかし女性の生殖機能に対し機械論的メタファーを用いるには、女性の身体全体を物とみなさなければならぬ。（柳原、2011）

このように、母体となる人が、自身で決断しても、この倫理的問題は変わらないと結論づけている。さらに、この点に関して奈良は、たとえ自分の意思で、代理母になる決断をしたとしても、その人の「人体を尊重される権利」が傷つけられる可能性があるならば、その行為は許されないものであり、自己決定に委ねられないものであるという考察をしている。（奈良、2001）このように、先行研究では、代理母となる女性の権利の侵害を問題視するものが見られた。

## （2）先行研究から発展させる点

以上の問題は、代理出産における問題であるが、精子提供による人口懐胎と何が異なるのだろうか。探した限りでは、それについて述べられた研究は見つからなかった。そこで、今回は、同性カップルが子どもを作る時という前提で比較を行い、その比較において、辻村が提示した代理母出産を批判する以下の7つの論点を用いる。

- ① 代理母になる女性の身体に著しい負担をかけ、女性を道具として扱う点で、女性の権利の侵害になりうること。
- ② 女性の自己決定権を重視する場合も、妊娠、出産・産後にとまらぬリスクや人間の尊厳についての真摯な意思や十分な知識が欠如する場合には、自己決定権の陥穽になること。
- ③ 生殖補助医療が一般に男性医師や男性研究者によって担われ、女性がたえず「実験台にな

る」という医療現場のジェンダー・バイアス（性差に由来する偏見や固定概念）。

- ④ 女性が産む性であることを重視し、「産まない」「産めない」女性を差別化する母性イデオロギーの存在（とくに生殖医療を積極的に推進してきた男性医師のなかに母性イデオロギーがありうること）。
- ⑤ 自己の遺伝子を保有する子孫を残したいと願う、不妊カップル側の家父長イデオロギーの存在。
- ⑥ 人工生殖技術や生命操作のかげに優生思想が内包されている危険性。
- ⑦ 世界的なグローバリゼーションや経済格差のなかで、アジアの女性らを生殖の道具として扱い人身売買につながる危険性。さらに生殖補助医療技術の利用資格を婚姻カップルや異性間カップルに限定することによる少数者（非婚カップルや同性カップル）の差別化の危険性。<sup>(1)</sup>

## 第2章 精子提供による懐胎との比較

### （1）同性カップルが子どもを持つということ

フランスで同性カップルを対象に行われた調査では、4割のカップルが子どもを持ちたいと答え、回答したカップルの内、およそ52パーセントがすぐにでも子供を持ちたいと答え、35パーセントが3年以内に家庭を築きたいと答えた。<sup>(2)</sup>先述した通り、同性カップルにも婚姻関係の権利が認められるのなら、遺伝子を遺す権利、すなわちリプロダクティブ・ライツが認められるのかどうか、という問題は残る。例えば池谷は子供の視点から、同性カップルが子どもを持つことへの批判を行っている。

子どもの健全育成の立場から見て、社会の公共的な利益のために婚姻制度があると考えられるべきではないか。婚姻の当事者は、確かにカップルである。しかし、婚姻の結果、多くの家庭には

その後、生まれてくる子どもが家庭の構成員に加わる。子どもは、婚姻したカップルとは違って家庭を選べないし、大人へと成熟するには時間もかかる。その間には出来る限り、血の繋がった仲の良い両親と、愛情溢れる継続した家庭が必要である。そのためには、婚姻を「社会的な制度」とみなして、「結婚とは子どもや社会の利益のために、カップルにより性行為、出産、子育てを社会的に承認するもの」で、生まれてくる子どもの福祉、実の親との安定した親子関係を保護することを第一義的目的とする制度と解釈すべきではないか。このように子どもの観点からみれば、法が同性婚と異性婚を同等にすべきではないと思われる。(池谷, 2019)

しかし、これは法学的な視点であり、鳴門教育大学修士の山川は、実際に同性カップルの子育てに関するイメージ調査を行い、若い世代は同性カップルにあまり偏見を持っていないことを明らかにした。(山川, 2019) つまり、客観的には、同性カップルが子どもを持つことへの抵抗感は少ないのである。これらの、生まれてくる子どもの視点からの法学的アプローチと、客観的なイメージはどちらも間違っていない。私個人としても、この問いに答えは出せない。ただ、同性カップルが子どもを持つことを認めたとしても、生まれてくる子どもが、問題なく生きることのできる社会づくりや意識改革は進められるべきではあると思う。同性カップルが子どもを持つことの是非に関する問題の答えは、日本ではまだ出ていない。

## (2) 視点①～⑦における比較

①代理母になる女性の身体に著しい負担をかけ、女性を道具として扱う点で、女性の権利の侵害になりうること。

精子提供者の男性の身体的負担と尊厳の問題を考察する。精子採取は病院の採取室で、一人で行う。代理母に比べ、拘束期間が圧倒的に短いこ

と、妊娠という身体にリスクが大きい行為をドナーがする必要がないことから、身体的負担において、精子提供に比べ、代理母出産は極めて大きいと判断できる。さらに、先行研究で柳原が述べたように、代理母出産では、生殖機能そのものを貸し出すが、精子提供は精子という身体と分離した「モノ」を貸し出すのであり、精子は「機械論的メタファー」が適応できると考えると、明確な差が見えてくる。代理母の体の負担とその問題は辻村が日本学術会議の報告書を参考に、次のように述べている。

報告書では、日本の妊産婦の死亡率は、出産一〇万に対して四・九であり、「この数値は世界に誇るべき周産期医療の高い水準を示している」と指摘しています。＜中略＞仮に、妊娠や分娩が正常に進行したとしても、「つわり」など、妊娠中は身体の負担が大きく、また、分娩後（産期）に、多くの障害がおこることが珍しくないことも知られています。報告書にも、「創部痛、血腫、感染症、寿、尿失禁、産後うつ病、産婦乳汁出症、子宮下垂・脱」などが列挙されています。たとえこれらの多くが一過性のものであるとしても、なかには長期にわたって障害が続く場合もあります。また産期には、「心内膜炎、血症、産期心筋症、産期精神病など重篤な疾患が発症することもあり、妊娠・分娩がその後の生活に大きく影響する場合があることも考慮する必要がある」と指摘しています。たしかに、代理出産は、このようなリスクと負担をとまなう妊娠と分娩という行為を第三者である代理母にさせることが、大きな問題の一つなのです。(辻村, 2012)

このように、妊婦になるのに伴う身体的な負担は具体的な変化を挙げてみても、とても大きいことがわかる。代理母となる女性と精子提供を行う男性の身体的な負担を比べると、女性への負担が著

しく大きいと言えるだろう。次に、「権利の侵害」の問題については、「商品化」の危険性の点から考察する。この点における代理母出産の問題は、母体の妊娠機能が商品となって売買されることの倫理的な是非であった。実際、イギリスやオーストラリアなど、現在、代理母を認めている国は、商業目的の利用を禁止しており、日本でも、法整備に向けた、日本学術会議報告書も、営利目的の代理懐胎を禁止し、違反者は処罰する方向だ。しかし、後出の比較⑦であるように国外に営利目的の代理懐胎業者が存在する場合には、そこを利用する国外犯も考えられる。そのために、処罰の徹底は難しいのが現状である。では、精子提供ではこのような問題は起きないのだろうか。答えは否である。櫛橋は、精子提供がビジネスとして発展していく可能性があるとしていて(櫛橋、2014)、実際にネットを通じて、学歴や体格で自身の精子を宣伝し、提供しようとする例も見られる。<sup>(3)</sup>ただ、代理母出産は、後に述べるが男性優位のイデオロギーが背景に見られるのに対し、精子ビジネスは、男性が行っていることであり、権利の侵害という点については、ニュアンスが少し違う。生殖機能の売買という倫理的問題はあれど、その本質は主格の違いによって、区別される。また、「機械論的メタファー」の観点からも、権利の侵害の問題の差異は明白である。

**②女性の自己決定権を重視する場合も、妊娠、出産・出産にともなうリスクや人間の尊厳についての真摯な意思や十分な知識が欠如する場合には、自己決定権の陥穽になること。**

櫛橋は、人体から分離した、精子などの臓器は、「物」としての要件を満たすため、公序良俗に反しなければ、法的には認められると述べている。しかし対価を得て、精子、ないし卵子や臓器を売買することに対する制約は、第三者だけではなく、自分自身をも、物ではなく人間として扱うことを求めるという意味で成される(櫛橋、2014)

としている。精子提供における自己決定権の制約は、すべての人間が人間として扱われるために制約されるのである。今から論ずるのはこの制約を除いた前提の話だが、自己決定権制約の原理は生殖医療の是非において、忘れてはならないことである。では、精子提供におけるリスクとは何であろうか。それは、身体的リスクよりも、プライバシー侵害のリスクだ。かつて、精子提供者は匿名が原則であった。しかし、現代の遺伝子医療技術で、その出自を明らかにすることが可能になったのである。この危険性について、仙波、清水、久慈は次のように述べている。なおAIDとは、非配偶者精子による人工授精のことである。

現在は、出生者がドナーを知りたいと強く願望し、それを叶えるために行動を起こせば、医療機関を通さず、遺伝子検査会社を通して検索することが可能な時代を迎えている。<中略>前述したように、久慈と吉村が実施した精子ドナーへの調査結果には、「あなたの提供により生まれた子供が会いに来る可能性があるとしたら提供しなかったか」という問いに対し、ドナーたちは、後悔や懸念を示していた。ドナーの匿名性を保障できないにもかかわらず、なお匿名を条件にドナーを募り続けるのは倫理原則の中の正義の観点でも問題であり、今後ドナーを今まで以上に不安に陥れている可能性があるという点では、ドナーに対する危害にも相当するだろう。(仙波、清水、久慈、2017)

今回考えるのは、同性カップルにおける生殖医療であるため、生まれた子に対して、嘘をつき通すことはほぼ不可能である。そのため、精子提供者の匿名性は、この場合にはとても低くなってしまうと言える。それを事前に知らされなければ、精子提供者にとって、自己決定権の重大な侵害になる。よって、現代はどちらの方法にも、自己決定権が脅かされる危険性があるとわかる。

③生殖補助医療が一般に男性医師や男性研究者によって担われ、女性がたえず「実験台になる」という医療現場のジェンダー・バイアス（性差に由来する偏見や固定概念）。

精子採取は先に記した通り、一人で行うため、男性が医師によって「実験台」にされるということはありません。そもそも、この論点に含まれる問題の本質は「男性」が「女性」を「実験台」にすることであるから、男性が男性の治療のために行う精子提供ではあまり見られる問題ではない。しかし、木村は、女性側の視点でみれば、男性不妊に対する生殖医療自体が、男性優位の考え方であるという、ジュディス・ローバーの考え方を紹介している。

ほんらい女性に原因がある不妊のための処置であった体外受精が男性不妊の場合に用いられることが広まってきた状況を目にし、ジュディス・ローバーは、自らには不妊原因のない妻が身体侵襲に同意するのはなぜなのかという問題を提起した。その結果、彼女はそれが夫婦（カップル）の力関係や、男性医師が優位に立つ医療現場によって作り上げられた、不妊男性に同情的なカップルを治療の単位とする考え方に強いられたものであることを指摘する。（木村，2006）

このように、不妊の原因が「異性」カップルの男性にある場合、男性医師による同情によって、男性優位の生殖医療が進められることがある。では、今回の対象の「同性」カップルはどうだろうか。これに関しては、「ゲイカップルの生殖のための代理母出産が認められていない」という事実と、先述した山川の研究による、同性カップルへの世間のイメージ調査の結果を合わせて考えると、男性優位のイデオロギーを代理母出産が持つリスクや問題への懸念が上回っていることを示し

ているとは言えないだろうか。この論点における比較を行った結果としては、この批判視点が同性カップルへの代理母出産に当てはまる問題なのか、という点から疑問が残るものとなった。

④女性が産む性であることを重視し、「産まない」「産めない」女性を差別化する母性イデオロギーの存在（とくに生殖医療を積極的に推進してきた男性医師のなかに母性イデオロギーがありうること）。

この観点は、女性がその人の妊娠機能だけで母性を持つ女性とされること、また、それを持っていない女性が、代理母制度を認めることで、（特に男性医師によって）差別化されることへの問題である。これは、世間での男性優位が前提となっている。そのため、男性が提供者となる精子提供ではあまり起きない問題だと考えられる。ここでは、今回の対象となる依頼者カップル、すなわち、同性カップルからの視点でも考えてみる。ここでは、代理母出産を選択したゲイカップルの当事者であるブロガーのみつつんという方の経験を紹介したい。彼はアメリカで代理母出産を経験し、子供を授かった<sup>(4)</sup>。彼は代理母となった女性と交流を続け、彼らの子も「母」の存在を知っている。この例を見ると、子を求めるゲイカップルには、女性への母性イデオロギーは現時点では認められていないように思える。また、直感的にも、本来授かるはずのない「我が子」を授けてくれた人物として、感謝の対象になることは理解できる。これに対し、精子提供で子を産んだ女性に関しては、提供者との関係は、その匿名性や、「機械論的イデオロギー」の逆照射によって、代理母出産に比べて希薄であると考えられる。このように、依頼者の同性カップルの視点からみると、「提供者」への思い入れ：母性・父性イデオロギーとは反対の性質のものは代理母出産の方が大きいと言えるかもしれない。

**⑤自己の遺伝子を保有する子孫を残したいと願う、不妊カップル側の家父長イデオロギーの存在。**

まず、この比較の視点が問題視していることを整理しておきたい。不妊カップルが遺伝子を遺す「手段」として、第三者である代理母が使われることが倫理的な問題がある。次に、同性カップルの場合である。今回は、同性カップルが異性カップルと同じように子供を持ちたいという欲求を持ち、それを認める前提である。つまり、代理母出産を認める限り、この批判視点は残り続ける。では、精子提供と比較していく。比較視点④で挙げた精子提供と代理母出産の比較をここでも引き続き用いたいと思う。家父長イデオロギー：子を遺したいという意思によって、提供者の尊厳が否定されるのかどうかという視点でみると、むしろ、精子提供の方がその側面は大きくなるのではないか。代理母出産を行うと、斡旋業者が間に入るが、代理母と面会を行い、出産に立ち会い、その後も交流を行うことが多い。それに、子を産めない彼らは、代理母の女性に感謝の念を持つ。それに対し、精子バンクで匿名の精子を用いる場合、レズビアンカップルの顔も見えない提供者への思入れはゲイカップルのそれと比べると小さいと考えられる。

**⑥人工生殖技術や生命操作のかげに優生思想が内包されている危険性。**

これは、人工生殖全体に通じる問題である。医療機関では、匿名で行われ、また、近親婚がおこなわれないように、一生に一度しか提供できないようになっているが、先に述べたように、精子提供はネットを通じて、学歴や体格などを宣伝文句に行われているものもある。これはまさしく、優生思想が顕在化している事例と言える。また、先行研究であったように代理母出産においては、引き取り拒否という問題も存在する。この問題をこの論点に当てはめると、障害児が生まれた場合、

依頼者がその引き取りを拒否する可能性が問題視される。しかも逆に、遺伝的な情報をもとに代理母を選択して、「厳選された遺伝子」の子を育てることができるようになる可能性もある。<sup>(5)</sup> 技術が発展し、遺伝子レベルでデザインが可能になった現代では、優生思想が生殖医療に影響を与えることは両方に通じる問題である。

**⑦世界的なグローバリゼーションや経済格差のなかで、アジアの女性らを生殖の道具として扱い人身売買につながる危険性。さらに生殖補助医療技術の利用資格を婚姻カップルや異性間カップルに限定することによる少数者（非婚カップルや同性カップル）の差別化の危険性。**

これは、代理母問題に特有のものである。東南アジア、インドで生殖ツーリズムが行われている。大野はその現実について、このように考える。

パテル医師は、「お金が代理母をやる第一の目的である」ことを率直に認める。もし報酬がなければ、そんなことをやる人はいないと言い切る。二〇〇八年九月二日にフジテレビの「サキヨミ」で放送された「インドの代理出産事情」のなかで、インド人代理母の一人は「代理母は、貧乏な女性にとって、良い仕事です」と明言し、1回の出産で年収の八倍の報酬を手にし、家を建てたことが報じられた。一方パテル医師は、代理出産について「ビジネスだとか、子宮のレンタルだとか、貧しい女性の搾取という言い方をやめていただきたい」と訴えた。しかし、こうした現実をビジネス以外の何と呼べばいいのだろうか。（大野，2009）

このように、発展途上国の女性がビジネスの道具として扱われている事実があるのだ。対して、現在の精子バンクの一番大きな市場は、先進国である北米である。<sup>(6)</sup> また、精子提供と代理母の違い

は、精子は提供されたのち、バンクで凍結保存されるのに対し、代理母の妊娠機能は、常に進行形で貸し出されることである。このことは、先行研究で挙げられた、「機械論的メタファー」を用いるとよくわかる。「モノ」を貸し出すか、生理的な「生殖機能」を貸し出すかの違いだ。また、後者の、同性カップル差別は、生殖医療すべてに通じる問題であるが、今回の前提自体が同性カップルなので、対象者の限定は行わない。

### 第3章 比較を通して

#### (1) 自己決定権と尊厳

第2章の比較視点①、②を見ると、生殖医療に協力する上では、リスクについて、十分に告知されることや、十分な知識が必要となってくるのがわかる。精子提供者には、プライバシーの侵害のリスク、代理母には、妊娠に伴う命の危険が存在する。このように、その人の身を危険にさらすために、たとえその人の自己決定権を尊重したとしても、認めるわけにはいかないのである。比較視点⑥をみると、生殖医療が持つ共通の問題が浮かび上がる。それは、命のデザインによる、優生思想の顕在化である。優れたDNAを持つ子を作れるように、少なくとも障害を持つ子をつくらないように、という倫理的に危険な思想が実現されてしまう可能性を持っている。2020年、生殖医療法案が提出されたが、その中に、「生殖補助医療により生まれる子については、心身ともに健やかに生まれ、かつ、育つことができるよう必要な配慮がなされるものとする」という文言が盛り込まれた。この中の「心身ともに健やかに生まれ」という部分に対し、障がい者団体が、新しい差別を生みかねない、優生政策だと危機感を示した。

<sup>(7)</sup> このように、命のデザインを可能にする技術を有する現代で、どのように法整備していくかがこれからの日本の生殖医療のカギとなる。

#### (2) 機械論的メタファーからの考察

第2章の比較でよく現れた「機械論的メタファー」の視点で見ると、代理母出産と精子提供の違いがよく見える。一番決定的な違いといえば、やはり、機械論的メタファーが適応できるかどうか、すなわち依頼者に貸し出すのは、生殖のための身体機能なのか、身体から離れた「モノ」として扱うことができるものなのかという違いである。私は、この機械論的メタファーに、人間的な尊厳や権利を「人格」と定義して、これを新たなファクターとして与えたい。まずは、代理母出産制度に批判的な側面から説明する。代理母となる女性は妊娠機能を貸し出しているだけでなく、その人の身体が守られる権利や、妊娠している10カ月を自分のために生きる権利を「消費」しているのである。また、代理母制度がビジネスと化したときに、代理母となった女性、特に貧困地帯の女性は搾取を受けることになるかもしれない。このように見ると、代理母出産は、代理母となった女性の「人格」を否定していると言えるため、認めることができない。しかし、逆に代理母出産に肯定的な意見も、この「人格」の視点から出すことができる。第2章比較視点④、⑤を見ると、精子提供に比べ、代理母出産を行うと、提供者への感謝が生まれやすいのである。実際に、提供者と依頼者が良好な関係を築いている例も見られる。代理母出産を行うとき、代理母となる女性は、身体、尊厳、時間、人格を捧げている。比較を通して、代理母出産のビジネス化は何としても避けなければならないことであるとわかった。

### 第4章 結論

第2章、第3章を通して、レズビアンカップルが子供を作るために必要な精子提供に比べ、ゲイカップルが利用できる代理母は、母体の身体的リスクの大きさや、尊厳の侵害といった、医学的・倫理的問題が大きい。私は、その中でも特に、精子という「モノ」の提供と子宮だけでなく妊娠機能を貸し出すことの違い、つまり「機械論的メタ

ファー」の視点から見える違いが代理母出産と精子提供の明確な差異であり、そのために様々な問題が生まれているのだと思った。そしてこれが、現在の日本で代理母が認められていない決定的な理由のひとつであるのだとも思った。レズビアンかゲイかに関わらず、同性カップルが子供を作るときには、当然、他者の協力が必要なのであるが、簡単に言えば、精子提供と代理母出産では、その深度が違うのだ。これは「不平等」なのではなく、男性カップルと女性カップルの間での性別による生物学的差異であると考えている。また、同性カップルが子どもを作る選択肢は、遺伝子を残すことにこだわらなければ、養子や里親などもある。彼らには、自分たちだけで子どもをつくるシステムがないために、ある程度の妥協が必要であると私は結論づけた。自分たちだけで子を産めないカップルが子を持つとする場合、ある程度の制限が生まれてしまうのは仕方がないことで、そこに性別で差が生じてしまうことも、同様に仕方がないということである。今回は、同性カップル当事者の立場から考えたが、生まれてくる子の福祉や、その周りの環境から考えると、また違う論点が出てくるかもしれない。実際に、日本が代理懐胎を禁止している理由の一つに、「生まれてくる子の福祉を最優先すべき」という文言が含まれている。命は短絡的なものではない。子を持って終わりなのではなく、子育てをし、その育った子にも人生がある。同性カップルの間に生まれた子が、実際にどのように生きてくのか、周りの環境は実際にそれをどのように受け入れていくのか、例えば、生まれてきた子が思春期になったらどのような葛藤を持つのかなどを研究し、同性カップルが子を持つことの法整備をどのようにするべきなのかを考えたい。

## 引用文献

- 「代理母問題を考える」辻村みよ子(2012)  
「生殖医学と生命倫理」長島隆、盛永審一郎(2001)

- 「代理出産」大野和基(2009)  
「代理出産における倫理的問題のありか」柳原良江(2011)  
日本医師会「【生殖医療】D-4. 代理懐胎と倫理」久具宏司(2018)  
「女性の自己決定権」再考—生殖技術との関連で— 江原由美子(2002)  
「生殖技術利用と夫婦-ジェンダーの視点から」木村くに子(2006)  
「精子ドナーの匿名性をめぐる問題」仙波由加里、清水清美、久慈直昭(2017)  
「人体の商品化と人間の尊厳」榎橋明香(2014)  
「リプロダクティブ・ヘルス/ライツの成立と今日的課題」菅野撰子(2003)  
一般社団法人平和政策研究所「「同性婚」をどう考えるか—「子どもの健全育成」「家族保護」の視点から—」池谷和子(2019)  
「同性カップルでの子育てに関するイメージと実態—イメージ調査とインタビュー調査を用いて—」山川優美香(2019)

## 注釈

- (1)「代理母問題を考える」辻村みよ子, p 108~109  
(2)FRANCE365 2018.9.25  
(3)朝日新聞デジタル 2020年9月4日  
(4)みつづん氏はスウェーデン出身のパートナーと2011年に結婚した。居住地はスウェーデンのルレオだが、子を持つことを考えた当時はロンドンに滞在しており、そこで養子縁組をする場合、1年以上の居住や持ち家など、厳しい審査が必要であったため、代理母出産を選択した。  
(5)朝日新聞デジタル 2020年11月27日  
(6) <https://note.com/akikito/n/nbf67b0d87df4>  
(7) scki「精子バンク市場調査」(表1参考)

図表一覧

表1 精子バンクの市場状況



SDKI 「精子バンク市場調査」(2023) より

# 日本の文化が海外で受け入れられるために

キーワード：マーケティング 日本食 文化 海外進出

コース【 経済 】 愛知県立岡崎高等学校 3年〇組△番 氏名

## 目次

はじめに

第1章 日本食の米国への流入

- (1) タクワン貿易
- (2) 戦争との関連

第2章 ニューヨーク州における日本食の受容

- (1) 本格的な日本食レストラン
- (2) 日本食の受容における課題
- (3) マーケティング活動による市場拡大

第3章 カリフォルニア州における日本食の受容

第4章 結論

## はじめに

日本政府は、過去四半世紀に渡るデフレからの脱却に向けた展望や日本経済の課題等の分析を「日本経済レポート」にまとめている。このレポートから、日本の経済発展には資金の流出を防ぐことが必要だと考える。

図1(p.6 図表一覧)からわかるように、現在の日本における対外直接投資は増加し続けているにも関わらず、国内の大企業の有形・無形固定資産は横ばいが続いている(経済産業政策局、2022)。日本企業より、海外企業への投資の方が収益率が高い現状を踏まえると、積極的に海外に進出し、日本製品の海外需要を増やし、海外工場ではなく、日本で生産した製品を輸出することは、日本の資金流出問題の解決につながると考えるため、以下で具体化する。

近年、世界的にコンテンツ産業へのウエイトが高まる動きが見られており、日本のアニメやゲームなどのコンテンツ産業が強化されている。この

傾向を利用して、日本の製品、文化などの海外需要を高めることができれば、日本経済は回復すると考える。

日本食の代表格である寿司は生魚を食す文化であり、諸外国ではほとんど見られない文化である。それにも関わらず、日本食文化は世界で広く受け入れられ、日本食レストランの人気は増すばかりである。本論文では、ニューヨーク州とカリフォルニア州での事例の比較を通して、日本食がどのようにしてアメリカ合衆国で受け入れられたのかを見ていき、マーケティングの観点から考察し、今後の日本企業の海外進出に生かせるものを見出していきたい。

アメリカ合衆国における日本食レストランの件数は、2010年には14,129軒、2018年には18,600軒、そして2022年には23,064軒まで増加した(米国輸出支援プラットフォーム、2023)。2010年から2018年の9年間を通して、カリフォルニア州とニューヨーク州はそれぞれ1位、2位の日本食レストラン軒数を維持してきた。しかし、この2州での日本食レストランにおけるマーケティング活動には全く異なる特徴が見られる。そのため、前述の通り両者の比較を行う。

なお、ここでのマーケティングとは「顧客や社会と共に価値を創造し、その価値を広く浸透させることによって、ステークホルダーとの関係性を醸成し、より豊かで持続可能な社会を実現するための構想でありプロセスである。」と定義する(日本マーケティング協会、2024)。

## 第1章 日本食の米国への流入

## (1) タクワン貿易

タクワン貿易は、19世紀後半にハワイや西海岸に移民した日系移民に日本食を提供したことから始まる。冷蔵輸送の技術がない当時は、その名の通り、取り扱っていたのは漬物、缶詰、乾物、日用雑貨であった (Kojima, 2012)。この貿易によって初めて日本食がアメリカ合衆国に伝わったとされる。

## (2) 戦争との関連

第2次世界大戦以前の米国における日本食の受容は、日露戦争、第一次世界大戦、第二次世界大戦の影響を受けた。米国人の最初の日本食への関心は、日露戦争での日本の勝利への驚きであった。「どのようにして魚食が日本人を勇敢で強くしたのか？」といったタイトルの記事 (“How a fish diet made the Japanese brave and strong?” 1904) が掲載されるなど、勝利の理由を日本人の食生活に求める議論がなされたのである (Guth, 2021b; Jacob, 2018)。

米国人の食生活を改善するための手本として日本食から学ぶという議論もあった (Guth, 2021b)。例えば『ボストン・クッキング・スクール・マガジン』に1905年に掲載した「日本のサンドイッチとその背景」という記事は、日本食のことを「どの文明国もまだ達成していない叡智」と評価している (Campbell, 1905)。また、第一次世界大戦の同盟国であった日本人の食生活に対しては、「美味しく、難解で、美的」という好意的な評価も見られた (Hopkins, 1917)。一方で、日本食は、とてもアメリカ人が食べられるものであるという見解も少なくなかった (“The way the Japanese live,” 1908)。

## 第2章 ニューヨーク州における日本食の受容

### (1) 本格的な日本食レストラン

ニューヨーク州初の本格的な日本食レストランは、1914年に桑山仙蔵が開業した「都」(Inouye, 2018) であると考えられている。第二次世界大戦前に日本人と白人の両方の顧客に対応したニューヨーク州で唯一の成功した日本料理レストランである (Sawada, 1996)。すきやき、とんかつ、天ぷら、テリヤキなど、米国人の味覚に馴染みのあるものをメニューに揃えたが、そばとうどんは米国人向けのメニューには含めなかった。これは「白人の米国人には、日本の味を楽しむための素養も馴染みがないことを知っていた」からである (Inouye, 2018, p. 99)。その後、桑山から経営を任された塚田数平は、1939年に移転した新店舗を、テーブルクロスで覆われたダイニングテーブルがある高級感のあるインテリアにした。これは日本人の駐在員や政府関係者、留学生のみならず、裕福な白人をターゲットとしたからである (Inouye, 2018)。

当時のアメリカ合衆国では、生魚のようなぬめぬめとした食感や独特な匂いなどが受け入れられていなかったため、そういった状況を考慮して、米国人にも馴染みのある食材を用いた、受け入れやすい日本料理を提供し、日本食の定着を図った。米国人にとって異文化である日本食が受け入れられるためには、例え寿司が日本食の代表格であったとしても、あえてそれを“隠す”ことをしなければならなかったのである。

1950年代以降、日本企業の米国進出が増えるなど、ニューヨーク州に支店が多く設立され、高級ホテルで支店開設パーティーが頻繁に開かれるようになった。こうした日本企業の対米進出の加速は、日本のレストランのニューヨーク州の進出を促した。日本人が米国人を接待する際に、本格的な日本食レストランを利用するのは自然なことであり、高級で厳かな雰囲気のあるレストランが必要とされた。それに伴って、日本食レストランの高級化が進められた。

さらに注目されるのは、日本企業が他の日本企

業の米国進出に投資したことである。例にトヨタ自動車が挙げられる (Honda, 1981)。また 1987 年に開業した「寿司田」は、三菱商事の共同事業である (“After ramen, sushi: Mitsubishi Corporation gets down to business in the food service industry,” 1985)。寿司田は、本格的な寿司を提供するため、すべての職人を日本から派遣していた。この方針は、日本人駐在員を主要顧客として持つ限り、日本と同じものを提供すべきというプレッシャーがニューヨーク州の日本料理レストラン市場に存在していたことを示唆している。これにより、日本食レストランの高級なコンセプトは維持され、発展を遂げてきた。

## (2) 日本食の受容における課題

「テリヤキをご馳走すると誘われて食べに行っただけです。てっきりブリか何かの魚を照り焼きにしたものが出てくると思っていたら、醤油とみりと砂糖で味付けしたようなビーフステーキです。ずいぶん面白いものがあると思って調べてみると、ハワイの日系人が伝えたものだということでした。」本来、「照り焼き」は料理の名前ではなく、魚を調理する方法である。しかし、そのような「誤解」を正すのではなく、そうした捉え方に正面から向き合うビジネスもあった。その顕著な成功例は、テリヤキソースなどの醤油製品を、バーベキューなど米国人の食文化の中に統合したキッコーマンである (Ji-Song Ku, 2013)。

第 2 章(1)でも述べた通り、ある文化が異文化の中で受け入れられるためには、私たちにとって普通のことでも、相手にとっては到底受け入れられないものである可能性を考慮しなければならない。特に第二次世界大戦以前では、現代よりも異文化の流入による衝撃は大きいものであったと考えられる。その衝撃をいかに小さくし排除されることなく、現地の文化に溶け込ませられるか、ということは当時のマーケティング活動における大

きな課題であった。こういった課題をクリアするために、日本企業は日本食が受容され始める段階で新たに生じた文化を否定せずに日本食として扱い、利用し、日本食文化はニューヨーク州で受け入れられたのだ。

## (3) マーケティング活動による市場拡大

寿司を避けての日本食レストランが本格的に人気を集める中で、徐々に現地での寿司への抵抗感が薄れ、1980 年代には、寿司は高級食品として注目を集めるようになった。食品衛生上の観点から生食文化は危険なものとして批判されることも増えたが、批判によって更なる注目を浴び、急速に人気が出た。現代社会では、あえて不適切な言動をとり、謝罪などを通してマイナスイメージを払拭して注目を集める、「炎上商法」が度々話題になるが、1980 年代の寿司は意図せぬ炎上商法だと言えるかもしれない。照り焼きやとんかつほど大衆に知られていなかった寿司は、注目を浴びて多くの人の目や耳に入ることが重要だったのだ。

2000 年代に入り、寿司に続いてラーメンが人気を集めた。ファストフードのイメージの強いラーメンだが、ニューヨーク州でのラーメンは日本でのものとはかなり異なる。ラーメン店というよりはラーメンレストランと呼ぶのがふさわしい門構えで、店舗規模が大きい。前菜付きでワインやカクテルのようなドリンクの品ぞろえが豊富で、最後にはデザートまで提供される。日本のように回転効率を重視した経営方針ではなく、提供量を増やして滞在時間を長くし、支払額を高くしたのだ。

2008 年に一風堂がニューヨーク州に進出する際、他店が 10 ドル未満で提供していた中、13 ドルでの提供したのを皮切りにラーメンの高級化が始まり、加速した。この高級化戦略は、日本企業に思わぬ側面で影響を与えた。手間のかかるラー

メンだが、日本ではあまりにも手軽なファストフードのイメージが強すぎるため、値上げが困難だったが、ニューヨーク州ではうなぎ上りに価格を上げることができたのだ。

このような日本食の高級化は、中国系移民らの業界参加を促した。日系人以外の経営者が増えることで価格競争が起き、市場が拡大した。

### 第3章 カリフォルニア州における日本食の受容

ニューヨーク州に比べて中間所得層が主な顧客層なのが、カリフォルニア州の日本食レストランの大きな特徴だった。ニューヨーク州で流行した高級レストランなどは比較的人気が伸びず、大衆客の多い居酒屋スタイルの人気が定着した。ラーメンや寿司に加えて回転ずしや唐揚げ、タコ焼きなどのB級グルメも人気を博している。

パンデミック期の景気後退以降、日本企業の駐在事務所の閉鎖や人員削減などにより、カリフォルニア州在住の日本人の人口は減少したが、日本人以外をターゲットにした店舗や、非日系人が経営する店舗が増加したため、新規にオープンした店舗数は増加した。「良い水」、「良い酒」、「良い肉」、「良い海鮮」、「良い野菜」の五善をコンセプトとし、日本食文化の伝統的で高品質で健康的な側面を提供する場として、高級日本食料理店の人気が増している。

ロサンゼルスでは2020年3月から2021年の夏ごろまで、店内飲食が禁止された。この期間中、飲食店はテイクアウトやデリバリーのための営業になったため、多くの店舗が閉店したが、テイクアウト・デリバリー専門店の新規オープンも多かった。特例でアルコール飲料のテイクアウト販売が認められたため、日本酒等の販売によってコロナ禍以前と変わらない売り上げを記録した店舗もある。高級日本食料理店のテイクアウト弁当は、高級な食材を比較的安価で食べられると話題になり、人気が高かった。

また、コロナ禍で新たなトレンドが生まれた。その一例として、「手巻き寿司セット」が挙げられる。酢飯、海苔、寿司ネタがセットになっており、自宅で手軽に手巻き寿司が食べられるというものだ。このブームは現在でも続いており、販売店舗数も増加している。(米国輸出支援プラットフォーム,2022)

### 第4章 結論

ニューヨーク州、カリフォルニア州の事例から、文化の受容におけるマーケティング活動では、大きく分けて3つのことが大切だと考える。まず初めに、異文化をできるだけ馴染みやすく、受け入れられやすい形に落とし込むことである。寿司ではなく、すきやきや天ぷらなどの提供から始めたという例のように、拒絶されないための工夫が非常に大切である。国際社会である現代では、文化の流入は当時に比べて頻繁なことである。それゆえ、異文化への抵抗感は軽減されているように感じるが、多様性が謳われる傾向が見られるため、倫理観や価値観など、各個人にとって受け入れられるものであるかが鍵となる。

次に、社会や経済、市場などの傾向を掴んで、その流れを利用することである。高級感を売りにした日本食料理店の人気が出たのは、日本企業のニューヨーク州への進出が増加した時期であった。また、ビジネスの街の雰囲気にも、このコンセプトはマッチしていた。マーケティング活動は、物の流通を促す目的のもと行われるため、対象が文化だろうと社会の変化の影響を大きく受けるといった特徴は変わらない。経済だけでなく、政治や世界的な流行、多文化の動向にも目を向け、その影響を上手に利用したり避けたりする必要がある。また、その地の特徴に合わせて戦略を変えることも大切である。ニューヨーク州のラーメンの例に当たる内容だが、日本とニューヨーク州でのラーメンに抱くイメージはまるで違う。物事は

やってみなければわからないが、恐らく日本で高級ラーメン店を開業しても、それほど需要はないだろう。しかし、ニューヨーク州ではラーメンの高級化戦略は大成功だったのだ。しかし、カリフォルニア州では日本と同様、高級レストランは繁盛せず、安価で手軽に食べられる、居酒屋のような飲食店が人気になった。これらのことから、その地や時代にあった戦略を立てることが重要であると言える。

さらに、メニューや商品のどこを“売り”にするか、ということも大切である。カリフォルニア州では高級レストランはあまり人気が出なかったが、高級なコンセプトのレストランが人気が出なかったわけではない。高品質や健康に良いという特徴や伝統を売りにしたレストランは、カリフォルニア州の富裕層を中心に人気を集めた。また、コロナ禍ではお弁当やデリバリーにすることで低価格で提供し、中間層にも注目された。現代社会では、どんな地域にも経済格差があり、問題になっている一方で、それを逆手にとって戦略を立てることで、意外な場所で意外なものが人気を得るのだ。

以上の内容から、日本食文化が海外で受け入れられる過程でマーケティング活動は、日本食がその地の経済状況や流行に沿った形で受け入れられるように働きかけていた。他の日本文化や日本企業の海外進出において、現地の人々の抵抗感を減らすことや、どのような人々を対象にどのような部分を強みにすれば良いのか、などを中心に戦略を立てることが重要であると結論づける。

## 引用文献

経済産業政策局

「日本経済レポート」

日本マーケティング協会

<https://www.jma-jp.org/info/news/916-marketing>

米国輸出支援プラットフォーム 2022年度 米国における日本食レストラン動向調査

Kojima, S. (2012). The immigrants who introduced Japanese foods to the Americas (Part 1: North America). *Food Culture: Journal of the Kikkoman Institute for International Food Culture*, 22, 4–11.

Guth, C. M. E. (2021b). ‘The Japanese stand today as teachers of the whole world’: American food reform and the Russo-Japanese war. *Journal of American-East Asian Relations*, 28(3), 193–217. doi: 10.1163/18765610-28030001

Campbell, H. S. (1905). The Japanese sandwich and its background. *The Boston Cooking School Magazine of Culinary Science and Domestic Economics*, X, 13–14.

Hopkins, M. A. (1917, January 14). Cooking familiar dishes with a foreign accent. *New-York Tribune*, 8.

The way the Japanese live. (1908, November 18). *Hartford Herald*, 3.

Sawada, M. (1996). *Tokyo life, New York dreams: Urban Japanese visions of America, 1890–1924*. University of California Press.

Inouye, D. H. (2018). *Distant islands the Japanese American community in New York City, 1876–1930s*. University Press of Colorado.

Honda, Y. (1981). *Japanese in New York [Nyūyōku no nihonjin]*. Tokyo: Kodansha. (本田靖春 (1981). 『ニューヨークの日本人』講談社) (In Japanese)

After ramen, sushi: Mitsubishi Corporation gets down to business in the food service industry [Rāmen no tsugi wa oshushi de: Mitsubishishouji ga gaishoku ni hongoshi]. (1985, November 28). *New York Yomiuri*, 1.

## 図表一覧

図 1

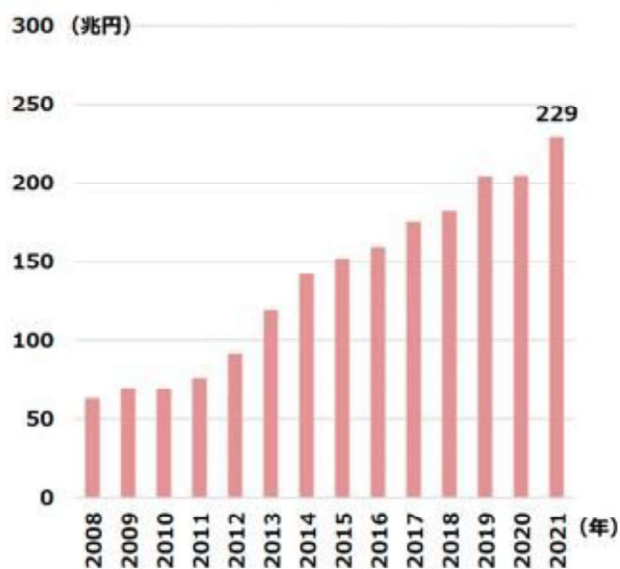
### 日本企業の投資は、海外で増加し、国内は横ばい

- 日本の大企業は、手堅く投資を行ってきたが、その内訳を見ると国内の有形・無形固定資産は横ばいに推移する一方、対外直接投資は大きく伸ばしている。

大企業（資本金10億円以上）の有形・無形固定資産の推移



対外直接投資残高



(注) (左) 全産業（金融業、保険業を含む）。資本金10億円以上を基に作成（単体ベース）。(右) 金融・保険業を含む全産業。簿価ベース。  
 (出所) (左) 財務省「法人企業統計年報」、(右) 財務省「本邦資産負債残高」